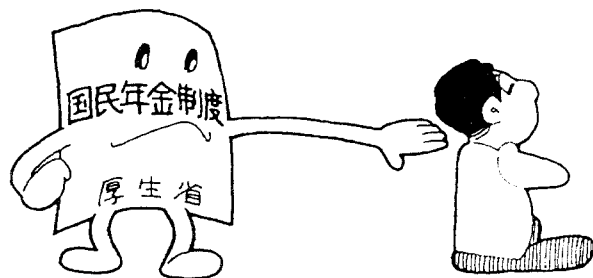


問 国民年金制度に加入するかどうかは個人の自由ですか??

答 八つの制度が整備されたことにより、二〇歳以上の国民は一人残らず何らかの年金制度に加入することになりました。職場に働く人は、そこに就職すると同時に自分の意思にかかわらず加入することになっていきます。国民年金も同じことです。個人の自由にかかされていません。これを「強制加入」といっています。(年金も国保も必ず加入していなければなりません)



老齢年金(退職年金) 受給権者1人当り 年金額 年度末現在

公的年金制度の種類		昭和50年度	昭和55年度
厚生年金保険		667,740円	1,208,092円 (181)
船員保険		873,406	1,622,362 (186)
国家公務員共済組合		1,005,206	1,566,253 (156)
地方公務員等共済組合		1,114,829	1,746,193 (157)
公共企業体職員等共済組合		1,061,824	1,689,023 (159)
私立学校教職員共済組合		787,436	1,300,356 (165)
農林漁業団体職員共済組合		658,678	1,089,728 (165)
国民年金	老齢年金	169,317	268,783 (159)
	老齢福祉年金	130,711	233,734 (179)

注:()内は、昭和50年度を100としたばあいの指数です。

公的年金は物価スライド制

右の表は、公的年金制度別に昭和五十五年度末の老齢年金の受給権者一人当りの年金額を一覧にしたものです。

昭和五十五年度末の一人当りの年金額を見てみると、国民年金を除いてはいずれも一〇〇万円を超えており、なかでも、地公共済組合、公企体職員組合、船員保険及び国家公務員共済組合については一五〇万円を超えていることがわかります。また、昭和五十五年度末の一人当り年金額と昭和五十五年

度末の一人当り年金額を比較すると、どの制度も一・五倍以上の伸びになっていることがわかります。

このことは公的年金の最大の強みである物価スライド制導入と給付時の国庫負担があるからです。年金についての正しい知識、理解をし、二〇年、二〇年先の都留市が良いうちに保険料を提出することが市民の皆様自身のためですので、どうぞこのことをご理解のうえ、保険料納付にご協力ください。

明日へバトンタッチ

これからの年金をいま考える

年金—これはあなた自身だけでなく、親、子ども、そしてみんなの老後を支えるすばらしい制度です。このシステムを明日の社会にしっかりとバトンタッチするにはどうしたらよいでしょう。そのためには、三〇〜四〇年先の高齢化社会に適應できるように、いろいろ

国民年金受給者協会 都留支部設立される

五月十八日(火)午後二時より、文化会館大ホールにおいて県厚生部長、大月社会保険事務所長をはじめ



め、市長、議長さんとお忙しい中ご臨席いただき誠にありがとうございます。お蔭さまで九三二名の加入会員数のうち、三五八名と多数の方に出席いただき、盛会のうちに無事終了することができましたことについて、支部員の皆さまのご協力の賜ものと感謝しております。

また、総会後の受給者大会では「腸内細菌と健康長寿」と題し、医学博士古守豊甫先生(古守病院院長)によるスライドを使用しての記念講演が行われました。

この講演に熱心に耳を傾けていた受給者を見て、本協会の設立について「ああ、よかった」との感をもりました。

設立されたばかりの当協会ですので、これからみなさんのご協力をお願いいたします。

支部長 花田 宣一